

内閣参質二〇〇第一〇六号

令和元年十二月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員芳賀道也君提出歯科診療に用いる金銀パラジウム合金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員芳賀道也君提出歯科診療に用いる金銀パラジウム合金に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「市況に合わせて調整する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、歯科用貴金属の素材（以下「素材」という。）に含まれる金等の価格が変動しやすいことから、「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」（令和元年八月十九日付け保発〇八一九第五号厚生労働省保険局長通知）に基づき、慣例的におおむね二年に一度実施している診療報酬改定に加えて、六か月に一度、素材の市場価格が「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）に定める価格（以下「告示価格」という。）の決定に用いた素材の市場価格のプラスマイナス五パーセントを超えて変動した場合には、市場価格を踏まえた告示価格の改定を行っているところ、御指摘のようには、「六か月ごとの見直し時期以外」にも告示価格の改定を行うことについては、告示価格の改定により必要となる保険医療機関におけるシステム改修等に配慮する必要があることから、慎重な検討が必要と考えている。